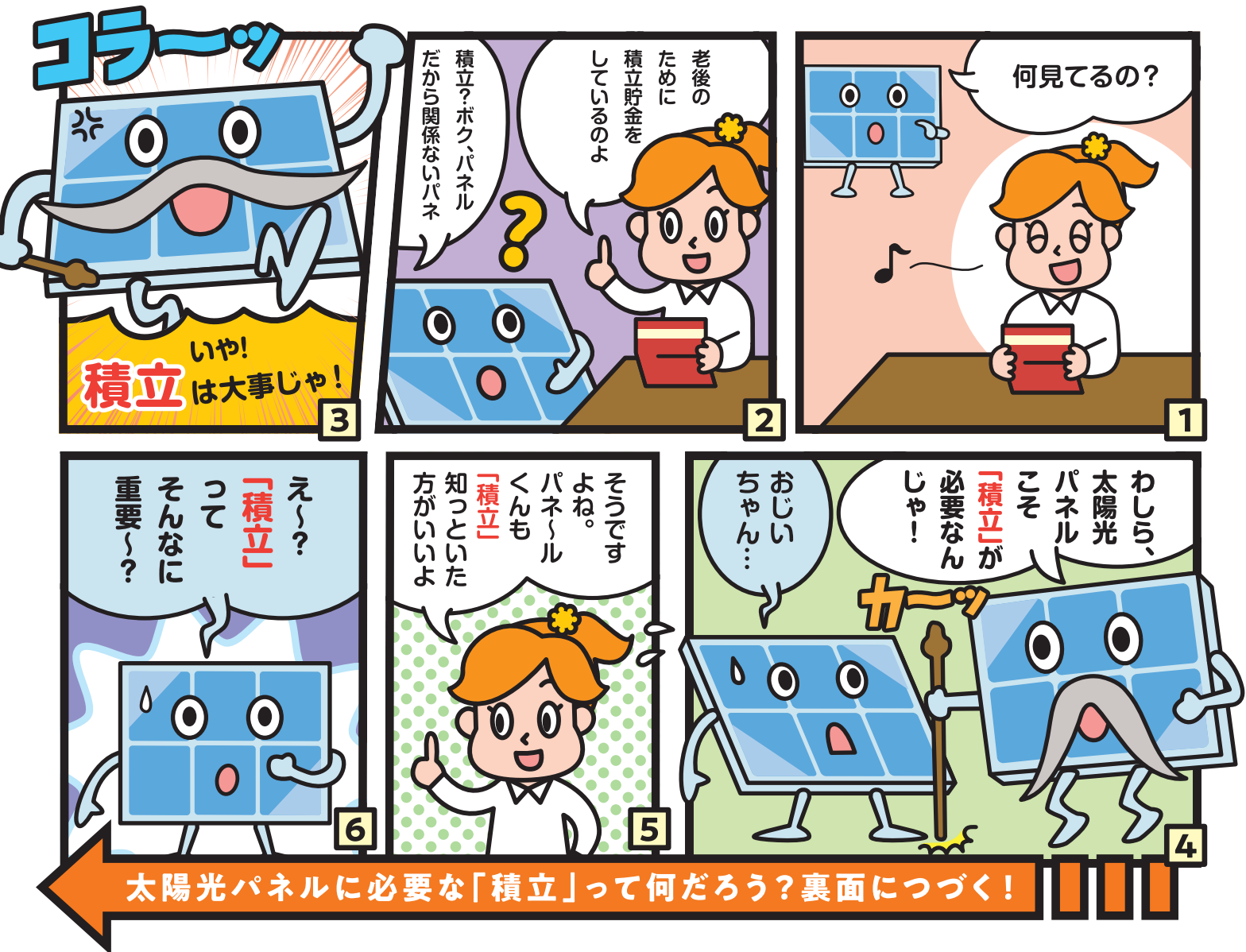
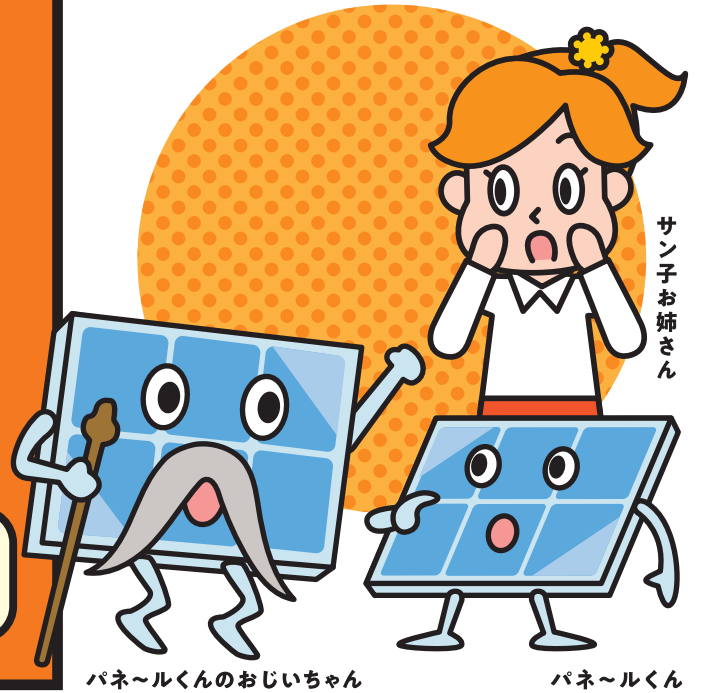


再生可能エネルギーの  
主力電源化に向けて

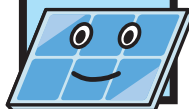
# 再エネの ルールが 変わります。

## ② 太陽光の「積立」制度？



# 適正な廃棄のため、「太陽光発電設備廃棄費用積立制度」がはじまります。

太陽光パネルの  
寿命って  
何年くらいなの？



一般的な太陽光パネルは寿命が約20年〜30年とざれていて、FIT制度後に導入された太陽光発電施設のパネルは、2030年〜2040年頃寿命を迎え、その時、太陽光パネルなど、大量の廃棄物が出るのが予想されているわ。ピーク時には、使用済み太陽光パネルの年間排出量が、産業廃棄物の最終処分量の2・7%におよぶという試算もあって、廃棄物の最終処分場が逼迫する懸念があるわ。また、再エネの主力電源化に向けて、持続的にその導入を拡大していくためには、再エネが地域で信頼を獲得し、地域社会と一体となりつつ、責任ある長期安定的な事業運営が確保されることが不可欠なのよ。このため、太陽光発電設備を適切に廃棄することも求められているの。

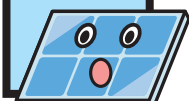
□適正に管理されていない太陽光発電設備 写真提供：(一社)構造耐力評価機構

適切な廃棄をするためには、  
どうしたらいいパネ？



これまで、再エネの買取価格に廃棄費用が盛り込まれてきたんだけど、その廃棄費用の積立ての水準や時期は事業者の判断にゆだねられていたの。事業主体の変更も行われやすいため、有害物質を含むものもある太陽光パネル等が、発電事業終了後、放置・不法投棄されるのでは、と地域から不安の声があがっているわ。

ふーん、どんな不安の声パネね…。



例えば、事業者が所有している土地でおこなわれている事業用太陽光の場合、実質的に事業が終了していても、コストのかかる廃棄処理を行わずに、パネルが放置される可能性があるのよ。また、廃棄の費用を捻出できないあるいは準備しなかったなどで、他の土地に不法投棄されるのではないかという不安の声も聞くわね。

パねえ！放置や不法投棄をふせぐ方法はないのかパネ？



そこで、2020年6月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正されたわ。

その法改正で、廃棄にかかる費用を買取費用からあらかじめ差し引いて、外部に積み立てることが原則として定められたの。これによって、たとえば転売によって事業者が変わったとしても、廃棄時まで費用が保全されるというわけ。また、適切な廃棄がはかれることで地域の懸念も払しょくされるため、再エネ事業が地域と共生し、社会に安定的に定着することにもつながるわ！

積み立てておけば、  
安心パネ！

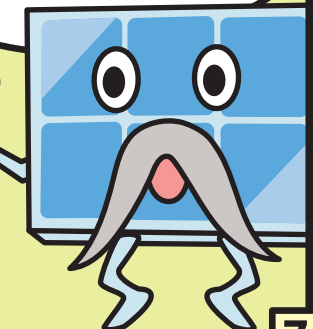


## 制度概要

対象	10kW以上の太陽光発電の認定案件 (複数太陽光を含む。)
方式	原則、源泉徴収的な外部積立て (買取費用から差し引く。) ※一定の厳格な要件を満たす案件では、 例外的に内部積立ても許容
金額	調達価格／基準価格の算定での 想定廃棄等費用の水準
時期	調達期間／交付期間の終了前10年間
取戻条件	廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出等

どうじゃ？

「積立」の  
重要さが、  
わかった  
じゃろう？



パネ〜ルよ…

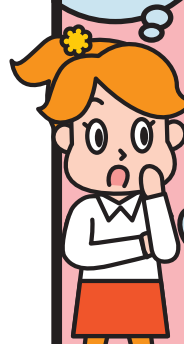
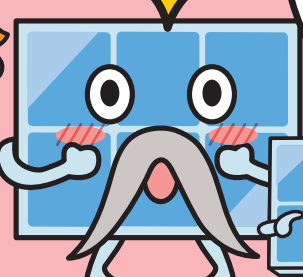
※パネ〜ルくんの口ぐせです

パねえ！  
ボクも  
積み立て  
しないと  
パネ！

どうじゃ、  
おじいちゃんって何歳？

オオオオ！  
オシヨ！

いったい、  
何歳なの  
かしら…？



経済産業省  
資源エネルギー庁

お問い合わせ

□詳しくは、資源エネルギー庁・なっとく再生可能エネルギーHP→

TEL:0570-057-333

受付時間 平日 9:00~18:00  
(土・日・祝日、年末年始は除きます)

再エネ特措法の改正

